

国立大学法人九州大学職員退職手当規程

平成16年度九大就規第27号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成29年12月27日
(平成29年度九大就規第15号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第59条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する就業通則第2条第1項に規定する教員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員（以下「職員」という。）が退職（死亡を含む。）し、又は解雇された場合の退職手当の支給について定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇されたときにはその者に支給し、職員が死亡したときにはその遺族に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 職員（職員が死亡した場合にはその遺族）が自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の額)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日においてその者が受ける国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）に規定する基本給に、その者の勤続期間に応じた別表1の退職事由第3条第1項欄の事由に応じて掲げる割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、就業通則第13条第3号に該当することなく、その者の都合により退職した者（就業通則第44条第2項第2号の規定による諭旨解雇を受けた者及び傷病によらず、就業通則第17条（第1項第2号及び第2項第5号を除く。）の規定により解雇された者を含む。以下この項及び第8条第5項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が受ける基本給（以下「退職日の基本給」という。）に、自己都合等退職者の勤続期間に応じた別表1の退職事由第3条第2項に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日の基本給に、その者の勤続期間に応じた別表1の退職事由第4条に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 就業通則第15条の規定により退職した者
- (2) 就業通則第13条第3号の規定により退職した者
- (3) 就業通則第13条第4号の規定により退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は就業通則第15条第1項の定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日の基本給に、その者の勤続期間に応じた別表1の退職事由第5条欄の事由に応じて掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業通則第15条の規定により退職した者
- (2) 25年以上勤続し、就業通則第13条第3号の規定により退職した者
- (3) 25年以上勤続し、就業通則第13条第4号の規定により退職した者
- (4) 就業通則第17条第2項第5号の規定により退職した者
- (5) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は就業通則第15条第1項の定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(基本給の減額改定以外の理由により基本給が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条 退職した者の基礎在職期間(第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)中に、基本給の減額改定(給与の支給基準の改定により当該改定前に受けていた基本給が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の基本給が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)において減額されなかったものとした場合のその者の基本給のうち最も多いもの(以下「減額前の基本給」という。)が、退職日の基本給よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が減額前の基本給に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び減額前の基本給を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日の基本給に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額を前3条の規定により計算した場合の別表1に掲げる割合

ロ 減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由により退職したものとみなして前3条の規定を適用した場合の別表1に掲げる割合

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第4条第1項第2号、第5条第1項第2号及び第5号に規定する者(退職日の基本給が、給与規程の指定職基本給表6号以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者の定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条の規定の適用については、次の表に掲げる規定において、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日の基本給	退職日の基本給及び退職日の基本給にその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(指定職基本給表4号以上である者にあつては、100分の1、指定職基本給表4号未満である者及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である者(指定職基本給表4号以上である者を除く。))にあつては、100分の2)を乗じて得た額の

		合計額
第6条第1号	及び減額前の基本給	並びに減額前の基本給及び減額前の基本給にその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（指定職基本給表4号以上である者にあつては、100分の1、指定職基本給表4号未満である者及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である者（指定職基本給表4号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条第2号	退職日の基本給	退職日の基本給及び退職日の基本給にその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（指定職基本給表4号以上である者にあつては、100分の1、指定職基本給表4号未満である者及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である者（指定職基本給表4号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月（第4項において定める月（以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。各号に該当する職員の範囲については別表2に定めるところによる。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第10条第4項、第11条第1項、第12条第1項又は第14条第3項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するものをいう。ただし、当該期間中に退職手当又はこれに相当する給付を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第14条第1項に該当して退職した場合の当該退職の日以前の期間は除くものとする。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第10条第1項又は第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間とするも

- のとされた国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第11条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (4) 前3号に掲げる期間に準ずるものとして本学が認める在職期間
- 3 退職した者の基礎在職期間に前項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、本学が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 4 基礎在職期間から除かれる休職月等の期間は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等（現実に職務をとることを要する日のあった休職月等を除く。）とする。
- (1) 就業通則第12条第1項第8号の規定による休職又は第40条の3第1項の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした休職月等 当該休職月等
- (2) 就業通則第39条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をした休職月等（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）
第1項に規定する職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては当該休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 就業通則第40条の2第1項の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした休職月等 職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては当該休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (4) 就業通則第12条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職並びに就業通則第12条第1項第6号の規定による休職を除く。）育児休業（第2号に該当する期間を除く。）、自己啓発等休業（前号に該当する期間を除く。）又は就業通則第44条第2項第3号の規定による出勤停止（以下「その他の休職事由等」という。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては当該休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 6 退職した者が同一の月において、2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 7 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
（退職手当の額に係る特例）

第8条の2 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給等の月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第6条及び第8条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給等の月額」は、給与規程に規定する基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

3 ノーベル賞その他これに相当すると認められる賞を受賞した者（以下「ノーベル賞等受賞者」という。）に対する退職手当の額については、当該職員の退職手当として運営費交付金による財源を積算するものとした場合の額を超えないものとする。

（勤続期間の計算）

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いたものとみなす。

4 国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（平成16年度九大就規第16号）第9条第3号又は第4号により日給を決定された有期契約職員が、1日の所定の勤務時間を勤務した日（休暇を受けた日を含む。）が18日以上ある月が、引き続いて6月を超え又は超えない間に引き続いて職員となった場合は、当該期間は職員としての在職期間とみなす。

5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、次に掲げる休職月等の区分に応じて定める月数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前4項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

- (1) 就業通則第12条第1項第8号の規定による休職期間 当該月数
- (2) 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。） 当該期間の3分の1に相当する月数
- (3) 自己啓発等休業の期間 当該月数（当該休業の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められた場合は当該期間の2分の1に相当する月数）
- (4) 配偶者同行休業の期間 当該月数
- (5) その他の休職事由等により現実に職務をとることを要しなかった期間 当該期間の2分の1に相当する月数

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第10条 職員のうち、総長の要請に応じ、引き続いて国若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が総長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に職員としての

勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(第11条に定める法人を除く。(以下「国等の機関」という。))に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第11条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧独立行政法人国立大学財務・経営センターを含む。)、旧独立行政法人メディア教育開発センター、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあっては教育職職員に限る。次項において同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員になったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第12条 職員が、引き続いて役員(本学の役員(非常勤の役員を除く。))以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条第1項の規定を準用する。

(役員との在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第13条 引き続いた役員を有する職員の退職手当の額は第3条から第8条の2までの規定により計算した退職手当の額にかかわらず、当該職員に係る役員との在職期間について、当該役員の実績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第14条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合(第5条第1項に規定する場合を除く。)
- (2) 就業通則第44条第2項第1号の規定による懲戒解雇を受けた場合

- (3) 就業通則第17条第1項第2号の規定により解雇した場合
- (4) ノーベル賞等受賞者のうち、退職手当に相当する額が給与に含まれる者が退職した場合、又は解雇された場合
- 2 就業通則第44条第2項第2号の規定による諭旨解雇を受けた者には、退職手当のうち、第8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、支給しない。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。
(遺族の範囲及び順位)

第15条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時に主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時に主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
(遺族からの排除)

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の支払の差止めを行う。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 退職し、又は解雇された者（以下、「退職等した者」という。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職等した者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該退職等した者に対し、当該退職手当の支払の差止めを行うことができる。
 - (1) 当該退職等した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。
 - (2) 総長が、当該退職等した者について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇又は諭旨解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、総長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払の差止めを行うことができる。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職等した者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職等した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職等した者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当を支給しない。

- 2 退職等した者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該退職等した者（第1号に該当する場合において、当該退職等した者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当を支給しないこととすることができる。

(1) 当該退職等した者がその後本学の就業通則の適用者となった場合において、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇を受けたとき。

(2) 総長が、当該退職等した者（前号に掲げる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 3 退職等した者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該退職等した者（第1号に該当する場合において、当該退職等した者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当のうち、第8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分を支給しないこととすることができる。

(1) 当該退職等した者がその後本学の就業通則の適用者となった場合において、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、諭旨解雇を受けたとき。

(2) 総長が、当該退職等した者（前号に掲げる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 4 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、第2項第2号に該当するときは、総長は、当該遺族に対し、当該退職手当を支給しないこととすることができる。

- 5 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、第3項第2号に該当するときは、総長は、当該遺族に対し、当該退職手当のうち、第8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分を支給しないこととすることができる。

（退職手当の返納）

第19条 退職等した者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の全部について返納を求めることができる。

(1) 当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職等した者がその後本学の就業通則の適用者となった場合において、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業通則

第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇を受けたとき。

- (3) 総長が、当該退職等した者（前号に掲げる者を除く。）について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 退職等した者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当のうち、第8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分について、返納を求めることができる。
 - (1) 当該退職等した者がその後本学の就業通則の適用者となった場合において、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、諭旨解雇を受けたとき。
 - (2) 総長が、当該退職等した者（前号に掲げる者を除く。）について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業通則第44条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 3 第1項第3号及び前項第2号に該当するときにおける第1項及び前項の規定による請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職手当が支払われた後において、第1項第3号に該当するときは、総長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職手当の全部について返納を求めることができる。
- 5 死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職手当が支払われた後において、第2項第2号に該当するときは、総長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職手当のうち、第8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分について、返納を求めることができる。

（退職手当審査委員会）

第20条 第18条第2項第2号、第3項第2号、第4項若しくは第5項又は第19条第1項第3号、第2項第2号、第4項若しくは第5項の規定による支給制限等の決定は、退職手当審査委員会の審査を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条の規定により本学の職員となった者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間を本学の職員としての在職期間とみなして取り扱う。
- 3 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された国立大学の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国立学校設置法に基づき設置された九州大学（以下「旧機関」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 6 平成16年4月1日から同年9月30日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「100分の104」とあるのは「100分の107」とし、第8条の規

定の適用については、同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。

附 則（平成16年度九大就規第55号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第24号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員が、新制度適用職員（改正後の本規定により退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、平成18年3月31日に現に退職した理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給を基礎として、改正前の規程（以下「旧規程」という。）により計算した退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらず、その者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、旧規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、旧規程第7条の規定の例により計算して得られる額）に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病若しくは死亡によらず、その者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、国立大学法人九州大学職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成29年度九大就規第15号）による改正後の規程（以下「新規程」という。）により計算した退職手当の額（以下「新退職手当額」という。）よりも多いときは、その多い額を退職手当の額とする。
- 3 職員が平成18年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、新退職手当額が、その者が平成18年3月31日に受けていた基本給を退職日の基本給とみなして旧規程により計算した退職手当額（以下「旧退職手当額」という。）よりも多いときは、新退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じて当該各号に定める額を控除した額を退職手当の額とする。
 - (1) 勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 第8条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新退職手当額から旧退職手当額を控除した額
 - (2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 第8条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新退職手当額から旧退職手当額を控除した額
 - (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 第8条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新退職手当額から旧退職手当額を控除した額
- 4 基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である者に対する第6条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。
- 5 基礎在職期間のうち平成18年4月1日以後の期間に、新制度適用職員及び退職手当法の適用を受ける職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する第6条の規定の適用については、その者が当該在職期間中に受けた基本給は、同条に規定する基本給には該当しないものとみなす。
- 6 第8条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用に係る基礎在職期間については、平成8年4月1日以後の期間に限るものとする。
- 7 前項までの規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員について

は、前6項の規定に準じて退職手当を支給する。

附 則（平成18年度九大就規第6号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第34号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第30号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第34号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第10号）

（施行期日）

- この規程は、平成25年2月1日から施行する。ただし、この規程第1条の規定による改正後の国立大学法人九州大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）第4条第1項、第5条第1項及び第7条中「第3号」を「第4号」に改める改正規定は、平成24年4月1日から適用する。

（国立大学法人九州大学職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置）

- 次の各号に掲げる期間に退職した者に対する新規程別表1の適用については、当該各号に掲げる表による。

- 平成25年2月1日から同年9月30日までの間

勤続年数	退職事由					
	第3条第1項	第3条第2項	第4条	第5条		
	11年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	業務外傷病による退職	自己都合による退職	11年以上25年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	25年以上勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	経営環境悪化・業務上死亡・業務上傷病による退職
年			(6月未満は0) (6月以上1年)0.588			
1	0.98	0.98				1.47[3.6a]
2	1.96	1.96	1.176			2.94[4.5a]
3	2.94	2.94	1.764			4.41[5.4a]
4	3.92	3.92	2.352			5.88[5.4a]
5	4.9	4.9	2.94			7.35
6	5.88	5.88	3.528			8.82
7	6.86	6.86	4.116			10.29
8	7.84	7.84	4.704			11.76
9	8.82	8.82	5.292			13.23
10	9.8	9.8	5.88			14.7
11		10.878	8.7024	13.5975		16.317
12		11.956	9.5648	14.945		17.934
13		13.034	10.4272	16.2925		19.551
14		14.112	11.2896	17.64		21.168
15		15.19	12.152	18.9875		22.785
16		16.758	15.0822	20.9475		24.402
17		18.326	16.4934	22.9075		26.019
18		19.894	17.9046	24.8675		27.636
19		21.462	19.3158	26.8275		29.253
20		23.03	23.03	28.7875		30.87
21		24.99	24.99	30.7475		32.487
22		26.95	26.95	32.7075		34.104
23		28.91	28.91	34.6675		35.721
24		30.87	30.87	36.6275		37.338
25		32.83	32.83		38.955	38.955
26		34.398	34.398		40.719	40.719
27		35.966	35.966		42.483	42.483

28		37.534	37.534		44.247	44.247
29		39.102	39.102		46.011	46.011
30		40.67	40.67		47.775	47.775
31		41.846	41.846		49.539	49.539
32		43.022	43.022		51.303	51.303
33		44.198	44.198		53.067	53.067
34		45.374	45.374		54.831	54.831
35		46.55	46.55		55.86	55.86
36		47.726	47.726		55.86	55.86
37		48.902	48.902		55.86	55.86
38		50.078	50.078		55.86	55.86
39		51.254	51.254		55.86	55.86
40		52.43	52.43		55.86	55.86
41		53.606	53.606		55.86	55.86
42		54.782	54.782		55.86	55.86
43		55.86	55.86		55.86	55.86
44		55.86	55.86		55.86	55.86
45		55.86	55.86		55.86	55.86

備考 []内は、第8条の2の規定による場合で、aは、同条第1項の「基本給等の月額」(基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当若しくは地域調整手当の月額の合計額)である。

(2) 平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間

勤続年数	退職事由					
	第3条第1項	第3条第2項	第4条	第5条		
	11年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	業務外傷病による退職	自己都合による退職	11年以上25年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	25年以上勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	経営環境悪化・業務上死亡・業務上傷病による退職
年			(6月未満は0) (6月以上1年)0.552			
1	0.92	0.92				1.38[3.6a]
2	1.84	1.84	1.104			2.76[4.5a]
3	2.76	2.76	1.656			4.14[5.4a]
4	3.68	3.68	2.208			5.52[5.4a]
5	4.6	4.6	2.76			6.9
6	5.52	5.52	3.312			8.28
7	6.44	6.44	3.864			9.66
8	7.36	7.36	4.416			11.04
9	8.28	8.28	4.968			12.42
10	9.2	9.2	5.52			13.8
11		10.212	8.1696	12.765		15.318
12		11.224	8.9792	14.03		16.836
13		12.236	9.7888	15.295		18.354
14		13.248	10.5984	16.56		19.872
15		14.26	11.408	17.825		21.39
16		15.272	12.2176	19.09		22.908
17		16.284	13.0272	20.355		24.426
18		17.296	13.8368	21.62		25.944
19		18.308	14.6464	22.885		27.462
20		19.32	15.456	24.15		28.98
21		20.332	16.2656	25.415		30.498
22		21.344	17.0752	26.68		32.016
23		22.356	17.8848	27.945		33.534
24		23.368	18.6944	29.21		35.052
25		24.38	19.504	30.475	36.57	36.57
26		25.392	20.3136	31.74	38.226	38.226
27		26.404	21.1232	33.005	39.882	39.882

28		35.236	35.236		41.538	41.538
29		36.708	36.708		43.194	43.194
30		38.18	38.18		44.85	44.85
31		39.284	39.284		46.506	46.506
32		40.388	40.388		48.162	48.162
33		41.492	41.492		49.818	49.818
34		42.596	42.596		51.474	51.474
35		43.7	43.7		52.44	52.44
36		44.804	44.804		52.44	52.44
37		45.908	45.908		52.44	52.44
38		47.012	47.012		52.44	52.44
39		48.116	48.116		52.44	52.44
40		49.22	49.22		52.44	52.44
41		50.324	50.324		52.44	52.44
42		51.428	51.428		52.44	52.44
43		52.44	52.44		52.44	52.44
44		52.44	52.44		52.44	52.44
45		52.44	52.44		52.44	52.44

備考 []内は、第8条の2の規定による場合で、aは、同条第1項の「基本給等の月額」(基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当若しくは地域調整手当の月額の合計額)である。

(3) 平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間

勤続年数	退職事由					
	第3条第1項	第3条第2項	第4条	第5条		
	11年未満勤続後の定年・応募認定退職・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	業務外傷病による退職	自己都合による退職	11年以上25年未満勤続後の定年・応募認定退職・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	25年以上勤続後の定年・応募認定退職・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	経営環境悪化・業務上死亡・業務上傷病による退職
年			(6月未満は0) (6月以上1年)0.552			
1	0.92	0.92				1.38[3.6a]
2	1.84	1.84	1.104			2.76[4.5a]
3	2.76	2.76	1.656			4.14[5.4a]
4	3.68	3.68	2.208			5.52[5.4a]
5	4.6	4.6	2.76			6.9
6	5.52	5.52	3.312			8.28
7	6.44	6.44	3.864			9.66
8	7.36	7.36	4.416			11.04
9	8.28	8.28	4.968			12.42
10	9.2	9.2	5.52			13.8
11		10.212	8.1696	12.765		15.318
12		11.224	8.9792	14.03		16.836
13		12.236	9.7888	15.295		18.354
14		13.248	10.5984	16.56		19.872
15		14.26	11.408	17.825		21.39
16		15.732	14.1588	19.665		22.908
17		17.204	15.4836	21.505		24.426
18		18.676	16.8084	23.345		25.944
19		20.148	18.1332	25.185		27.462
20		21.62	21.62	27.025		28.98
21		23.46	23.46	28.865		30.498
22		25.3	25.3	30.705		32.016
23		27.14	27.14	32.545		33.534
24		28.98	28.98	34.385		35.052
25		30.82	30.82		36.57	36.57
26		32.292	32.292		38.226	38.226

27		33.764	33.764		39.882	39.882
28		35.236	35.236		41.538	41.538
29		36.708	36.708		43.194	43.194
30		38.18	38.18		44.85	44.85
31		39.284	39.284		46.506	46.506
32		40.388	40.388		48.162	48.162
33		41.492	41.492		49.818	49.818
34		42.596	42.596		51.474	51.474
35		43.7	43.7		52.44	52.44
36		44.804	44.804		52.44	52.44
37		45.908	45.908		52.44	52.44
38		47.012	47.012		52.44	52.44
39		48.116	48.116		52.44	52.44
40		49.22	49.22		52.44	52.44
41		50.324	50.324		52.44	52.44
42		51.428	51.428		52.44	52.44
43		52.44	52.44		52.44	52.44
44		52.44	52.44		52.44	52.44
45		52.44	52.44		52.44	52.44

備考 []内は、第8条の2の規定による場合で、aは、同条第1項の「基本給等の月額」(基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当若しくは地域調整手当の月額の合計額)である。

(国立大学法人九州大学職員退職手当規程の一部を改正する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規程第2条の規定による改正後の国立大学法人九州大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(平成17年度九大就規則第24号)附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附則(平成25年度九大就規第3号)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中第3条から第5条及び第7条に係る改正規定並びに第2条の規定は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 前項本文に規定する施行の日から平成25年10月31日までの間においては、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員退職手当規程(以下「新規程」という。)第8条第5項中「自己都合等退職者」とあるのは、「傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者」とする。
- 3 新規程は、平成25年10月1日以後に退職する者から適用する。

附則(平成26年度九大就規第21号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年度九大就規第17号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年度九大就規第8号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則(平成29年度九大就規第15号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表1 退職手当支給割合一覧表(第3条、第4条及び第5条関係)

勤続年数	退職事由					
	第3条第1項		第3条第2項	第4条	第5条	
	11年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	業務外傷病による退職	自己都合による退職	11年以上25年未満勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	25年以上勤続後の定年・勸奨・期間満了・業務外死亡・通勤災害傷病による退職	経営環境悪化・業務上死亡・業務上傷病による退職
年			(6月未満は0) (6月以上1年)0.5022			
1	0.837	0.837				1.2555[3.6a]
2	1.674	1.674	1.0044			2.511[4.5a]
3	2.511	2.511	1.5066			3.7665[5.4a]
4	3.348	3.348	2.0088			5.022[5.4a]
5	4.185	4.185	2.511			6.2775
6	5.022	5.022	3.0132			7.533
7	5.859	5.859	3.5154			8.7885
8	6.696	6.696	4.0176			10.044
9	7.533	7.533	4.5198			11.2995
10	8.37	8.37	5.022			12.555
11		9.2907	7.43256	11.613375		13.93605
12		10.2114	8.16912	12.76425		15.3171
13		11.1321	8.90568	13.915125		16.69815
14		12.0528	9.64224	15.066		18.0792
15		12.9735	10.3788	16.216875		19.46025
16		14.3127	12.88143	17.890875		20.8413
17		15.6519	14.08671	19.564875		22.22235
18		16.9911	15.29199	21.238875		23.6034
19		18.3303	16.49727	22.912875		24.98445
20		19.6695	19.6695	24.586875		26.3655
21		21.3435	21.3435	26.260875		27.74655
22		23.0175	23.0175	27.934875		29.1276
23		24.6915	24.6915	29.608875		30.50865
24		26.3655	26.3655	31.282875		31.8897
25		28.0395	28.0395		33.27075	33.27075
26		29.3787	29.3787		34.77735	34.77735
27		30.7179	30.7179		36.28395	36.28395
28		32.0571	32.0571		37.79055	37.79055
29		33.3963	33.3963		39.29715	39.29715
30		34.7355	34.7355		40.80375	40.80375
31		35.7399	35.7399		42.31035	42.31035
32		36.7443	36.7443		43.81695	43.81695
33		37.7487	37.7487		45.32355	45.32355
34		38.7531	38.7531		46.83015	46.83015
35		39.7575	39.7575		47.709	47.709
36		40.7619	40.7619		47.709	47.709
37		41.7663	41.7663		47.709	47.709
38		42.7707	42.7707		47.709	47.709
39		43.7751	43.7751		47.709	47.709
40		44.7795	44.7795		47.709	47.709
41		45.7839	45.7839		47.709	47.709
42		46.7883	46.7883		47.709	47.709
43		47.709	47.709		47.709	47.709
44		47.709	47.709		47.709	47.709
45		47.709	47.709		47.709	47.709

備考 []内は、第8条の2の規定による場合で、aは、同条第1項の「基本給等の月額」(基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当若しくは地域調整手当の月額の合計額)である。

別表2 退職手当の調整額に関する職員の区分表(第8条関係)

第8条第1項各号に該当する職員の範囲については、基礎在職期間に含まれる時期の別により、当該時期にその者に適用されていた俸給表若しくは基本給表及びその者が属していた職務の級に応じて区分ごとに定める次の表による。

なお、基礎在職期間中に役員としての在職期間がある場合には、指定職基本給表を役員本給表と読み替えて適用する。

1. 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間

区分	行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	指定職俸給表
第1号						9号俸以上
第2号						4号俸～8号俸
第3号						1号俸～3号俸
第4号	11級					
第5号	10級		5級(本学が定めるものに限る。)			
第6号	9級		5級	8級	7級	
第7号	8級		4級(本学が定めるものに限る。)	7級, 6級	6級	
第8号	7級	6級(本学が定めるものに限る。)	4級	5級(本学が定めるものに限る。)	5級	
第9号	6級	6級	3級	5級	4級	
第10号	5級, 4級	5級, 4級, 3級(本学が定めるものに限る。)	2級	4級, 3級	3級, 2級(本学が定めるものに限る。)	
第11号	上記のいずれにも該当しない者					

2. 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間

区分	一般職基本給表(一)	一般職基本給表(二)	特定業務専門職基本給表	教育職基本給表	医療職基本給表(一)	医療職基本給表(二)	指定職基本給表
第1号							9号以上
第2号							4号～8号
第3号							1号～3号
第4号	11級			7級			
第5号	10級			6級	5級(本学が定めるものに限る。)		
第6号	9級			5級	5級	8級	7級
第7号	8級			4級	4級(本学が定めるものに限る。)	7級, 6級	6級
第8号	7級	6級(本学が定めるものに限る。)		4級	5級(本学が定めるものに限る。)	5級	
第9号	6級	6級		3級	3級	5級	4級
第10号	5級, 4級	5級, 4級, 3級(本学が定めるものに限る。)		2級	2級	4級, 3級	3級, 2級(本学が定めるものに限る。)
第11号	上記のいずれにも該当しない者						

3. 平成18年4月1日以後の基礎在職期間

区分	一般職基本給表(一)	一般職基本給表(二)	特定業務専門職基本給表	教育職基本給表	医療職基本給表(一)	医療職基本給表(二)	指定職基本給表
第1号							6号以上
第2号							1号～5号
第3号	10級						
第4号	9級			7級			
第5号	8級			6級	5級(本学が定めるものに限る。)		
第6号	7級			5級	5級	8級	7級
第7号	6級			4級	4級(本学が定めるものに限る。)	7級, 6級	6級
第8号	5級	5級(本学が定めるものに限る。)		4級	5級(本学が定めるものに限る。)	5級	
第9号	4級	5級		3級	3級	5級	4級
第10号	3級	4級, 3級(本学が定めるものに限る。)		2級	2級	4級, 3級	3級, 2級(本学が定めるものに限る。)
第11号	上記のいずれにも該当しない者						